**秦　野　市**

更新年月日：令和７年４月1日

ホームページ　<http://www.city.hadano.kanagawa.jp>　／　特定行政庁の設置（昭和６０年）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認申請担当課 | 開発許可担当課 | 消防担当課 |
| **都市部建築指導課**  〒257-8501  秦野市桜町一丁目３番２号  TEL：0463-83-0883 直通  FAX：0463-82-7410 | **都市部開発指導課**  〒257-8501  秦野市桜町一丁目３番２号  TEL：0463-83-5123　直通  FAX：0463-82-7410 | **消防本部予防課**  〒257-0031  秦野市曽屋757  TEL：0463-81-5240　直通  FAX：0463-83-8322 |

|  |  |
| --- | --- |
| 建築基準法に  基づく条例 | 秦野市建築基準条例 |
| 定期報告対象  建築物等の概要 | 報告の種類　　報告の対象 報告の周期   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 建築物 | 政令指定のとおり | 毎年 | | 建築設備 | 定期報告対象建築物に設けられた次の建築設備  ・機械換気設備  ・空気調和設備（中央管理方式のものに限る）  ・排煙設備（排煙機を設けたものに限る）  ・非常用の照明装置 | 毎年 | | 防火設備 | 政令指定のとおり | 毎年 | | 昇降機 | 政令指定の昇降機及びﾃｰﾌﾞﾙﾀｲﾌﾟの小荷物専用昇降機 | 毎年 | | 準用工作物 | 政令指定のとおり | 毎年 | |
| 中間検査制度の概要 | 構　造　　　　　　　　　用　途　　　　　　　 　　規　模　　　　 その他   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | W,S,RC,S  RC造 | ･定期報告対象建築物（上記） | 全て | ・新築に限る  ・仮設建築物を除く  ・型式適合認定等建築物を除く  ・計画通知による建築物で階数が２以下または延べ面積が200㎡以下のものを除く | | ・神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第2条1項2号に規定する公共的施設で用途面積が定められていないもの | 全て | | ・同施行規則別表第1に施設の用途面積が定められているもの | 300㎡超 | | ・一戸建ての分譲住宅 | 全て | | ・地階を除く階数が３以上の建築物 | 全て | |
| 積雪荷重 | 垂直積雪量　３５cm以上（ただし丹沢大山国定公園区域内は平成１２年建設省告示第1455号の垂直積雪量による数値以上とする） |
| 法第22条の指定 | 全域（国定公園の一部及び自然公園地域の一部を除く） |
| 法第５0条1項 | 階数の制限（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域の階数の制限、最下階から数えて５を超えてはならない） |
| 法第５２条5項 | 地盤面の指定（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域。ただし、地区整備計画等が定められた地域を除く。地盤面は、建築物が接する最も低い位置から3メートルの位置の平均高さ） |
| 法第５２条8項 | 全域適用除外 |
| 日影規制 | 建築基準法　別表第四（に）欄　（は）欄  一（１低・２低）　　　　　 　：（一）３時間・２時間　　　　：1.5ｍ  　二（１中高・２中高）　　 　　：（二）４時間・２．５時間　　：4.0ｍ  　三（1住･2住･準住･近商･準工) ：（二）５時間・３時間　　　　：4.0ｍ |
| 日影図作成上の緯度（35°30´）経度（現地） |
| 白地地域における建築形態制限 | 建ぺい率５０％、容積率１００％、道路斜線制限の勾配１．２５、隣地斜線制限の高さ及び勾配２０ｍ＋１．２５ |
| その他の事項 |  |